

中標津町都市計画マスタープラン

第3回策定委員会

平成22年3月4日（木） 14:00～
中標津町役場301号会議室

次 第

1 開会

2 議事

（1）これまでの取組の報告

- ・第2回策定委員会の開催
- ・第6回庁内推進会議の開催
- ・第7回庁内推進会議の開催

（2）全体都市づくり構想

- ・中期構想（5つのテーマ構想）の具体的展開

（3）その他

3 閉会

中標津町都市計画マスタープラン

第3回策定委員会

資 料

平成22年3月4日 14:00～
中標津町役場301号会議室

1. これまでの取組の報告
 - ・第2回策定委員会の開催（12月17日）
 - ・第6回庁内推進会議の開催（1月27日）
 - ・第7回庁内推進会議の開催（2月10日）
2. 全体都市づくり構想
 - ・中期構想（5つのテーマ構想）の具体的展開

◆ 中期構想(案)

第6期総合計画と連動し、将来像を実現する中期的な都市の整備推進に向けた構想を“総合計画連動構想”とします。

身近な地域の問題を解決し、生活実感に基づいた5つのテーマのまちづくりに向けて、行政と住民のパートナーシップで実効性の高い施策から取り組みます。

1. 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり（案）
2. 安全・安心のまちづくり（案）
3. 連携・創造の活力あるまちづくり（案）
4. 個性豊かで美しい風格のあるまちづくり（案）
5. 自律と共生のコンパクトなまちづくり（案）

【まちづくりテーマ（案）】

共助・協働によるふれあい、 交流のあるまちづくり（案）	① 地域の人々がお互いに協力し、支え、助け合いながら暮らし、交流を 育む居場所のある“共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづく り”を進めます。
安全・安心のまちづくり(案)	② 暮らしの質を優先し、身近な環境を重視した“安全・安心のまちづく り”を進めます
連携・創造の活力あるまちづ くり（案）	③ 地域の潜在的魅力を活かし、多様な連携・ネットワークによる“連携・ 創造の活力あるまちづくり”を進めます
個性豊かで美しい風格のある まちづくり（案）	④ 地域の産業活動や歴史を重んじ景観を重視した“個性豊かで美しい風 格のあるまちづくり”を進めます
自律と共生のコンパクトな まちづくり（案）	⑤ 持続的な発展に向けて地域が自律し、自然や環境、農村と共生する“自 律と共生のコンパクトなまちづくり”を進めます

1. 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり（案）

… 地域の人々がお互いに協力し、支え、助け合いながら暮らし、交流を育む居場所のある“共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり”を進めます

子どもや若者、高齢者や障がい者まで、だれもが自分の居場所を見つけ、お互いに協力し、支え、助け合いながら交流を育み、自分らしく、いきいきと暮らせる都市の環境を整えます。

(1) ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショッp）
① 利便性の高い公共交通ネットワークの再編（案）	・ 町民の足を支える公共交通の再編による利便性向上（郊外～街なか）	・ 東7条へのバスターミナル整備 ・
② 地域に親しまれる空港の魅力向上（案）	・ 高速交通としての空港利用の活性化（道東5空港連携） ・ 空港連絡バスの充実	・
③ 中標津ならではの余暇・交流活動拠点の充実（案）	・ 新体育館の整備による交流の場形成 ・ 丸山公園の再構築による憩いの場形成 ・ 観光の拠点となる集客拠点施設の整備 ・ 美術館整備（展示～創作の場） ・ 冬も楽しむ機会づくり（イベント）	・ 有料野球場、サッカー場の整備 ・ スポーツ大会誘致 ・ 身近な公園の充実 ・ 試験場前への広域公園整備 ・
④ 中心市街地の賑わい再生（案）	・ 都市機能（公共、商、住機能）の集積 ・ 通年型の賑わいの場創出（食、物販～文化～タワラマップ川の親水） ・ 低未利用地、空き家の活用 ・ 地域ブランド力を高める夏・冬まつりの活性化	・ 街なかへの娯楽施設整備 ・ 歩行者天国による交流空間の創出 ・ 地元企業の複合ショッピングモール化 ・ 若者が出店できる環境整備（空き店舗活用） ・ 小店舗の集積した商店街形成 ・ 大広場とつながる市街地形成

(2) 共助・協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショッp）
① 世代間～地域で助け合える交流拠点と体制づくり（案）	・ 多世代交流可能な児童センター整備 ・ 世代間交流イベントの実施 ・ 障がい者が自立して暮らせる社会資源（日中活動事業所、グループホーム）の充実	・ 高齢者サロン ・ 高齢者の知識・経験を活かせる活動の場 ・ 児童館と介護施設の併設整備 ・ シルバー人材センターの有効活用 ・ 公園周辺へ的高齢者の楽しめる施設整備
② 子どもを安心して育てられる環境の充実（案）	・ 子どもの居場所（児童館）整備 ・ 病児・病後児保育所の整備	・ 子育て情報交換の場の創出 ・ 学校-PTA-町内会の協力体制の構築 ・ 街なかへの幼稚園整備 ・ 子どもの遊び場としての会館開放 ・ 比較的障がいの重い子の教育環境整備
③ 町民のまちづくり活動を促進する拠点の強化（案）	・ まちづくり情報センターの設置 ・ まちづくり町民活動拠点の機能強化 ・ 町内会地域力の向上 ・ 町民の力を借りる仕組み（特技バンク）	・ まちづくり交流広場活動の充実 ・ 転入者の交流・情報共有化 ・

2. 安全・安心のまちづくり（案）

… 暮らしの質を優先し、身近な環境を重視した“安全・安心のまちづくり”を進めます

高齢者や障がい者のみならず、全ての町民が、質の高い暮らしを送ることができ、官民の協働による中標津らしい地域コミュニティによって安全に安心して生活できる都市の環境を整えます。

(1) 誰もが安全・安心に生活できる質の高い暮らしの環境づくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
①保健・医療環境の充実（案）	・保健センターや病院のネットワークを活かした予防医療の普及 ・地域医療連携体制の構築による医療資源の有効活用 ・緊急、感染、災害時体制・環境の整備（ドクターヘリ等）	・街なかへの医療施設の配置 ・
②安全、快適な歩行者ネットワークの充実（案）	・歩道の拡幅、バリアフリー化 ・散歩道、散策路整備（川治い・標津線跡） ・潤いや憩いのある歩行の沿線環境整備（ベンチ、噴水、花壇）	・歩行者優先の街なかの道路整備 ・公共施設への案内標識の充実 ・街路灯の適正配置と周辺樹木の管理 ・
③建築物等の安全性の確保（案）	・建築物・公共土木施設等の長寿命化、耐震化（学校、公共施設等） ・公共施設のバリアフリー化	・学校セキュリティの充実 ・民間と連携した公共施設維持管理 ・
④災害に強い公共基盤の整備（案）	・緊急時、災害時の速やかな情報伝達体制の整備（情報基盤整備） ・防災センター整備 ・防災公園・拠点整備 ・各避難所の防災機能の向上 ・浸水防除対策（浸水地区の解消） ・良質な水の安定供給	・避難・輸送路の確保 ・避難所の適正配置 ・

(2) 官民協働の中標津型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
①隣人を見守る地域活動体制の構築（案）	・新たな地域コミュニケーション形成（NGO 的、新公務機能の町内会への進化） ・隣人を見守る人間関係構築（独居高齢者見守り体制等） ・町内会を中心とした地域防犯体制 ・独居高齢者等の居住施設の整備	・町内会単位の顔の見える規模へのコンパクト化 ・小学校区単位での地域協働体制の構築 ・
②地域防災体制の構築（案）	・安全安心まちづくり推進条例の制定 ・町内会単位の自主防災組織の設立 ・防災実働訓練（シナリオなし訓練）の実施 ・災害時要支援者への支援体制の構築	・
③地域除雪体制の構築（案）	・民間活力を活用した除雪体制の確立 ・地域力を活かした福祉除雪体制	・

3. 連携・創造の活力あるまちづくり（案）

… 地域の潜在的魅力を活かし、多様な連携・ネットワークによる“連携・創造の活力あるまちづくり”を進めます

豊富な食材、自然や酪農景観、立地特性などの中標津の潜在的な魅力を活かした新たな価値の創造や、異業種間、団体間の連携、ネットワークにより地域活力を再生する都市の環境を整えます。

(1) 中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
① 空港を核としたまちづくりの推進（案）	・ 空港を核にその拠点性、機能の優位性に着目したまちづくりの推進	・ 空港を活用した交流環境、新産業振興（北方領土との人的・経済交流） ・ 大型工場の誘致 ・
② 広域観光圏を視野に入れた観光拠点整備（案）	・ 郷土の情報発信、広域観光拠点としての情報発信センターの開設 ・ 武佐岳スキー場の開発	・ グリーンツーリズムの環境を活かした滞在型観光 ・ 郷土館のまちなか移転 ・ 歴史学習拠点整備 ・ 近隣市町村との連携による地域活性化 ・ 観光案内プロの育成
③ 地域資源を活かした魅力、価値の創出	・ 歩いて楽しいまちづくりに向けたフットパスの充実（歩く文化創出） ・	・ 防風林の間伐材を活用した産業おこし ・ 地元食材を活用したグルメの街（店舗）づくり ・ 介護関連施設の誘致 ・

(2) 連携・ネットワーク構築による地域活力の再生（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
① 「農・商・工・観」連携による地域産業の振興（案）	・ 地産地消の推進による地域食育と経済活性化 ・ ご当地メニュー、特産品開発 ・ 地場産物提供の屋台村整備 ・ 中小企業振興基本条例に基づく中小企業振興	・ 農商工観連携による特産物PR ・
② 「産・学・官」連携による地域の再生（案）	・ 教育施設の誘致、整備 ・ 連携大学との協働事業の開催 ・ 学校～地域連携による芸能文化、スポーツ普及・振興	・ 農業高校と連携した街なか再生 ・ 高校生の社会体験実習活動の促進 ・

4. 個性豊かで美しい風格のあるまちづくり（案）

… 地域の産業活動や歴史を重んじ景観を重視した“個性豊かで美しい風格のあるまちづくり”を進めます

農業や商業活動等の地域の生業や、まちの基盤が形成された開拓の歴史等を重んじた景観づくりに向けて、地域が一丸となって取り組むことのできる都市の環境を整えます。

(1) 産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワケツヨップ [®] ）
①地域の生業や暮らしの風景が美しい中標津らしい景観づくり（案）	・農場の環境整備 ・市街地の重点緑化（空き地緑化～花の名所づくり） ・商業施設、倉庫空き家のコンバージョンによる利用促進 ・中央通沿道景観の形成 ・酪農を市街地で感じ体験できる環境整備 ・酪農の放牧主体の育成への転換（放牧風景の資源化）	・目を楽しませる樹木の配置 ・道路の並木整備 ・街なみ環境整備 ・電線類の地中化・修景 ・農村部の工作物コントロール ・見せるお店づくり ・
②地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり（案）	・自然と調和する建築物・工作物の整備促進 ・旧開陽温泉跡地周辺の景観整備 ・保安林更新、生活環境保全林整備 ・歴史的建造物の保存、管理、活用	・鉄道跡地の保全 ・史跡・遺跡の保全・活用 ・河川を活用した景観整備 ・景観眺望点の設定と環境整備 ・

(2) 地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の構築と景観づくり運営（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワケツヨップ [®] ）
①地域の自律的景観運営の促進（案）	・景観に関する認識の共有に向けた情報共有、意識醸成 ・身近な環境をきれいに保つ取り組みの推進	・地域単位の景観活動組織の設立 ・民間活動団体同士の交流機会の創出と活動支援 ・
②美しい景観づくりの実現を担保する法制度等の有効活用（案）	・景観行政団体への移行 ・景観計画策定	・

5. 自律と共生のコンパクトなまちづくり（案）

… 持続的な発展に向けて地域が自律し、自然や環境、農村と共生する
“自律と共生のコンパクトなまちづくり”を進めます

豊かな自然環境、地球環境、農村環境と共生し、持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくりを目指す都市の環境を整えます。

(1) 自然や環境。農村と共生するまちづくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
①水や緑などとの“自然共生”のまちづくり（案）	・河畔林の造成整備 ・タワラマップ川の河川環境整備 ・水洗化率の向上 ・計画的な植栽による自然環境・景観の整備・保全	・標津川、河岸段丘面の緑の保全 ・鎮守の森の保全 ・エゾリンドウ群生地地の保全 ・民地の緑化支援制度
②循環型社会に向けた“環境共生”のまちづくり（案）	・環境問題への取り組みテーマ設定と推進（環境基本計画の策定・推進） ・新エネルギー利用の住宅普及促進	・環境に取り組んでいる町宣言
②“農都共生”の中標津らしい環境の魅力を活かした暮らしの場づくり（案）	・農村と市街や他町との交流の場（道の駅）整備 ・都市間交流事業の充実 ・お試し暮らしの充実（人的交流の促進） ・農業の法人化（離農、後継対策）	・第一次産業の雇用充実

(2) 持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり（案）

具体の展開方向	庁内提案内容（未確定）	その他代表的な地域提案（ワークショップ）
①豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制（案）	・土地利用コントロールによる市街地拡大の抑制（各種法令の有効活用） ・都市基盤整備区域外への施設整備の防止	・市街地拡大を抑制するバッファー形成（保安林保全、河川保全、優良農地保全） ・市街地内未利用地の活用促進
②歩いて暮らせるコンパクトなまちなかづくり（案）	・まちなか居住の促進（高齢者の街なか居住） ・徒歩・自転車利用で生活できる街なか環境の整備 ・中心市街地で利用できる役場機能整備	・職住一体の商店街の再生 ・街なかへの老人ホーム、ケアハウス整備
③持続可能な官民協働によるまちづくりの推進（案）	・まちづくり町民会議等の継続した計画実施評価体制の構築 ・官民協働による都市マス推進体制の構築	

中標津町都市計画マスタープラン

第3回策定委員会

別添参考資料

別添資料1 都市マス通信 2号

別添資料2 第6回庁内推進会議意見～庁内各課からの意見 集約資料

別添資料3 第7回庁内推進会議ワークショップ結果

■中標津町都市計画マスタープラン中期構想推進方針たたき台(第6回庁内推進会議～庁内各課からの提案集約案)

※本資料は各課からの提案を集約した案であり、「庁内推進会議」として公認した案ではありません。

1. 共助・協働によるふれあい、交流のあるまちづくり(案)

方向性	この10年で行いたいこと	取組主体の役割	連携主体の役割	民間の役割
①ふれあい、交流を育む暮らしの場と居場所づくり	利便性の高い公共交通ネットワークの再編 →交通弱者の移動手段の確保(郊外～街なか) →コミュニティバスの運行	生活課 ・路線、運行時間の改善検討 生活課 ・国交省から運行許可を取得 ・運行業務を民間に委託 ・運行路線、便数、停留所位置の検討	建設課 ・路線変更に伴う運行可能道路の状況整理	交通事業者 ・利用者の利用状況の把握 ・合理的運行体制の確保 町内会 ・運行について要望等をまとめ調整
	地域に親しまれる空港の魅力向上 ○高速交通としての空港利用の活性化 →道東5空港連携による事業展開	空港対策室 ・道東のゲートウェイ空港としての具体的施策の構築	建設課、農林課 ・連携して景観の保存・活用事業を検討	根室中標津空港ビル(株) ・地域に親しまれる空港としての事業を検討
	○空港連絡バスの充実 →各バス事業の集約化など効率性向上	空港対策室 ・利用促進のPRや事業展開	生活課 ・連携して重複路線を整理	バス事業者 ・魅力向上
	中標津ならではの余暇・交流活動拠点の充実 ○新体育館の整備に伴う情報交換、交流等の可能なスペースの確保	生涯学習課 ・町民ニーズの把握 ・各スポーツ団体への情報提供 ・建設位置等の検討 ・補助事業の模索 ・施設の管理、利活用の検討	建設課 ・ニーズに基づいた設計、施工 ・都市計画手続き及び事業実施	町民 ・情報の相互提供 ・団体 ・冊子等の情報資料提供
	○丸山公園の再構築 →街なかの屋外で人が集える(物販等の施設も含んだ)憩いの場の創出	管理課・建設課 ・住民ニーズの把握 ・子ども～高齢者の集える公園への再構築		各種団体 ・屋外イベントの開催
	○町民～来町者、観光客が気軽に集える拠点の整備 →商業施設や博物館施設等を含む拠点施設の整備	〇〇課 ・建設のための調査研究～構想づくり ・町民が真に望み誇りの持てる施設としての意見集約	〇〇課 ・建設にかかる財源確保のための情報提供と協力	商業施設運営者 ・自主運営による施設内のショップ運営
	○美術館の設置 →ギャラリーで学校生徒の作品、地元芸術家の作品の展示紹介 →多目的創作スペースの設置	教育委員会	建設課	
	○冬も運動する機会づくり(イベントづくり)	〇〇課	保健センター ・運動の視点からピーアールを実施	
	中心市街地の賑わい再生 ○中心市街地の活性化	経済振興課・建設課 ・財源確保等国の施策の動向把握	全庁	住民、民間企業 ・まちづくりに関する意識の向上(やる気の発掘)
	○都市機能集積による中心市街地の活性化、賑わい再生	建設課、管理課 ・中心市街地への都市機能(公共、商業、住)の再集積 ・施設の機能、役割などの明確化	経済振興課、企画課 ・空き地、空き店舗の有効活用策の検討(・新規企業者の参入、・NPO団体の活動の場所、・住民活動の拠点)	NPO団体、まちづくり活動団体 ・活動拠点づくりに協力 ・管理運営方法等検討

		○中心市街地活性化の推進体制の整備	建設課、経済振興課 ・民間も含めた総合的に取り組める推進体制構築(中心市街地活性化協議会など)	関係各部署 ・中心市街地の将来ビジョンを共有し総合的に推進	民間 ・中心市街地の将来ビジョンを共有 ・取組への参画、協力等の呼びかけ
		○まちなかの賑わいの復活 →年一回のイベントから通年型への事業展開	経済振興課 ・中心市街地を核に、飲食、物販、文化、親水、歩いて楽しいまちづくりを推進	建設課 ・親水性の高いタワラマップ川の整備による人の集まる場の創出	商工会 ・「まちなか賑わい秋の陣・清流物語」の事業充実
		○市街地中心部の低未利用地の活用 →情報提供の充実、相談窓口の開設	経済振興課 ・新創業者への補助の充実 ・相談窓口 ・テナントの空き情報等の提供	〇〇課	商工会 ・新創業者の資金援助等の促進
		○夏・冬まつりの活性化 →観光協会の独立法人化	観光協会 ・イベント消化型から、地域のブランド力を高める祭りへの転換	全庁 ・全庁的連携体制の構築 ・機動的な組織体制の構築	観光協会 ・協会の独立、法人化
	② 共助、協働による地域で見守るサポート体制の構築と活動推進	○中高生や高齢者も利用できる児童センターの建設	子育て支援室 ・ニーズに沿った立地、施設の検討 ・補助金の模索	建設課 ・設計、建築の視点 管理課 ・土地・道路の確保 ・児童公園の検討	児童～高齢者、町内会、青年会議所等各種団体、中高生 ・相互交流
		○子ども～大人～高齢者の世代間交流の促進 →高齢者の知恵や経験を次世代に伝える仕組みづくり	福祉課 ・「三世代ふれあい交流イベント」の企画、実施	子育て支援室、教育委員会 ・連携し、PRなどを実施	各種民間団体 ・イベント開催の協力
		○障がい者が暮らせる社会資源の充実 →障がいのある人もない人も地域の中で自立し、安心して暮らしていける環境づくり	福祉課 ・日中活動事業所の誘致(障がい者の就労ニーズ対策) ・グループホーム、ケアホームの開設、誘致 ・障がい者への差別や偏見、疎外等の障壁(バリア)をなくす広報充実	経済振興課 ・障がい者雇用についてのPR ・ハローワークと連携し障がい者雇用を創出 建設課 ・公共事業のユニバーサルデザインを基本とする	社会福祉法人、NPO ・日中活動事業所やグループホームの運営
			〇〇課 ・重度の身体障がいをもつ人(20歳～64歳)のデイサービスの実施	全庁 ・要望をもつ人の情報提供、協力	〇〇 ・ボランティア活動
	子どもを安心して育てられる環境の充実	○子どもの居場所づくり →子どもにとって、魅力あるまちづくり	子育て支援室 ・老朽化した児童館整備充実	建設課 ・建設位置、施設機能等検討 財政課 ・建設、運営に係る財源確保	ボランティア団体、まちづくり団体等 ・児童館運営への参画
		○女性が子育てしながら働き続けられる環境サポート →「病児・病後児保育所」の設置	子育て支援室 ・町内労働者のニーズ把握 ・施設整備要件等の検討 ・国庫補助の検討	保健センター、町立病院 ・医療スタッフの体制の検討 経済振興課 ・「育児・介護休業法」や職業生活と家庭生活との両立のための後方支援	民間事業者 ・保護者自宅へ出張する「病児・病後児保育サービス」に対する助成金制度の創設

	○老朽化している児童会館の建て替え推進 →女性の社会進出に伴う学童保育の重要性への対応 →地域で子育てに取り組む環境整備	福祉課 ・年次的な整備計画を策定 ・休日の学童保育に対応したマンパワーの確保 ・地域会館や高齢者の交流拠点など複合的な機能を持たせた一体的な整備	建設課 ・様々な利用者の受け入れに配慮した設計 ・利用者から幅広く意見を求め人にやさしい施設の整備を行う	民間団体、町内会 ・子育てのボランティア団体の設立 ・地域の子育てへの積極的参加 ・町内会と子育てサークルなどとの積極的な交流
町民のまちづくり活動を促進する拠点の強化	○総合的なまちづくり情報の一元化と積極的提供・発信、活動、交流の拠点整備 →まちづくり情報センター(仮)の設置	〇〇課 ・管理運営体制の検討 ・空き家等設置場所の検討 ・施設の機能、役割の明確化	全庁 ・情報の積極的提供・発信 ・関係各課が連携し、まちづくり活動の拠点として活用	町内会、まちづくり団体等 ・民間まちづくり活動に関する情報等、相互提供、共有 ・施設の管理運営
	○まちづくり町民活動拠点の機能を強化するための体制づくり	企画課・生活課・経済振興課 ・	各課 ・庁舎内連携体制の強化 ・セクト主義的な職員の意識改革	各課が事務局を担当している組織 ・協働参加
	○町内会の地域力の見直し	生活課 ・町内会の必要性を町民に認識してもらえる取組の実施	全庁	町内会 ・町内会自体での見直し ・町内会を全町的にアピールできる環境を作る
	○町民が自分のできることで協力する体制づくり	〇〇課 ・企画に参加し、こうしたら参画できるということを提案する ・謝礼金を出すしくみ ・定年退職者など町民の力を借りるしくみ(特技バンクの創設)		町内会 ・町内会を小さく、見直し ・ひとり、一人ができることを協力

2. 安全・安心のまちづくり (案)

① 誰もが安全・安心に暮らせる質の高い暮らしの環境づくり	保健・医療環境の充実	この10年で行いたいこと	取組主体の役割	連携主体の役割	民間の役割
		○保健センターや病院のネットワークを活かした予防医療の普及 →生活習慣病予防、重症化予防の充実	保健センター ・健診事業の充実強化	介護保険課	
		○医療資源を有効活用する地域医療連携体制の構築	保健センター ・情報・現状の整理 ・保健計画の策定 ・健診体制整備 ・健康相談体制整備 ・こどもの時からの生活習慣病予防 ・歯科疾患予防	医療機関、学校、住関係部署 ・連携した予防対策事業の実施	民間事業者等 ・周知(銀行、理美容院にチラシをおく、勧奨)モニター 医療機関 ・検診 町内会
		○緊急時、感染症対策、災害時の体制、環境整備 →ドクターヘリ、感染症対策、救急時体制	〇〇課 ・総合的な計画策定 ・運営、連携などの体制づくり	保健センター ・必要な役割を担う	社会福祉協議会
		○発達障がい児の発見、早期療育の充実 →障がい児保育の場の充実、整備	保健センター ・早期発見・早期療育事業の継続 ・障がい児保育の場不足対策	教育委員会、児童サービスセンター ・特別支援教育と連携 ・大人になったときの支援の方向性の共有化	
		○こころの健康への関心の醸成	保健センター ・啓発活動、支援活動	福祉課 ・連携して自殺予防対策等	企業等 ・周知、企業内での対策等
	安全、快適な歩行者ネットワークの充実	○安全と景観を重視した歩行者ネットワークの充実 →まちなかの歩道のバリアフリー化、散策路整備、サイン施設の充実	管理課 ・安全な歩道整備の推進 ・バリアフリー計画の策定 ・重点区域の指定、整備	建設課 ・散策路の整備 ・凍上対策を考慮した歩道整備 各課 ・各種拠点整備計画等との整合	お店等 ・休憩場所・飲食サービスの提供 ・散策に対するポイント制度などを導入し地域の団体、店舗等との連携
		→まちなか散歩道の整備(車が入らない散歩道の整備)	建設課 ・標津線跡地の遊歩道の整備(10Km片道程度、夜間の照明の設置)	農林課 ・遊歩道整備後に植栽の現物支給(樹木の調達)	民間ボランティア、利用者、町内会、小中学校等 ・植栽、樹木管理
		→歩行者の安全と景観を重視した道路整備	建設課 ・夢ある道路建設(安全と美化及び趣向を凝らした道路建設) ・市街地や住宅地の歩道の拡幅、ベンチ、噴水、花時計の設置等 ・各種団体等との積極的な協議	保健センター ・幼稚園や保育園の散歩ルートとして、ウォーキングのルートのPR 管理課 ・日々の道路パトロール ・道路状況及び歩行者の安全確保 ・町内会や付近住民へ清掃等協力依頼	町内会 ・ボランティアで清掃や花壇美化
		→冬に歩ける場所の創出	〇〇課	保健センター ・運動できるきれいで魅力的な町としての企画、PR	
		○生活道路網の整備	建設課 ・道路網計画の策定 ・整備事業の実施	管理課 ・維持管理	
	建築物等の安全性の確保	○建築物の耐震化の推進 →特に緊急避難場所	各施設の所管課 ・庁内全体での耐震化の推進 総務課、建設課 ・耐震化の必要性周知 ・補助事業の模索	各施設の所管課 ・庁内全体の耐震意識の向上 建設課 ・計画的な耐震改修の実施	建築物所有者 ・耐震意識向上 ・所有建築物の耐震化の推進

災害に強い公共基盤の整備	○安心安全な学習環境づくり →学校の耐震化	教育委員会 ・郡部校の統廃合の検討(地域との協議体制の構築) ・耐震化計画の策定 ・校舎改築の推進	建設水道部 ・財政事情・メンテナンス・環境保護・エネルギー削減等に配慮した校舎の改築方法の研究	地域 ・地域の意思・意見等がまとまるような地域体制をつくる
	○公共土木施設(橋梁、公園施設)の長寿命化 →計画的、予防的修繕の実施による費用の縮減	管理課 ・施設の点検、調査 ・長寿命化修繕計画を策定 ・計画的な修繕等実施・管理による施設の耐震化及び延命化	建設課 ・管理課とともに、計画に基づき修繕を実施	
	○既存施設の安全性の確保	各施設の所管課 ・既存施設の計画的維持補修	〇〇課 ・各種施設の安全性確保の周知啓発	施設所有者 ・安全意識の向上 ・所有施設の維持補修
	○公共施設のバリアフリー化	福祉課 ・バリアフリー基本構想の策定 ・民間へのPR ・補助メニューの模索	建設課 ・施設改修の実施	民間施設 ・バリアフリー化の実施
	○緊急時及び災害時の速やかな全町民への情報伝達体制の整備 →同報無線の整備	総務課 ・無線整備の計画及び申請等	建設課 ・各ブロック毎の拡声機器ポールは、景観と安全性を考慮した特色ある設計及び建設	〇〇 ・地域毎に行われるイベント等の情報提供
	→安心・安全公共 commons の構築(安心・安全情報基盤整備)	総務課(危機管理担当) ・基盤整備の検討		
	○災害に強いまちづくりに向けた拠点整備 →(仮)防災センターの整備	総務課 ・(仮)防災センターなどの拠点施設を整備	建設課 ・建設位置、施設機能等検討 消防署 ・施設の企画運営等に参画	町内会等、住民 ・防災訓練等を通じ防災意識を高める
	○防災公園・活動拠点の整備	総務課 ・防災公園として防災計画に位置づけ ・整備箇所の選定 建設課 ・既存公園を防災公園として機能向上	総務課防災係 ・地域防災計画との整合を図る	
	○各避難所の防災機能アップ →マニュアル等初期対応パックの配備	総務課(危機管理担当) ・初期対応パックの配備	避難所施設の所管課 ・配備に係る協議連携	町内会、自主防災組織 ・配備パックを活用した防災訓練
	○浸水地区の解消	上下水道課 ・浸水防除対策の推進	管理課 ・連携した浸水対策	
	○良質な水道水の安定的な供給 →水道施設更新事業の推進	上下水道課 ・更新事業に携わる人員及び経費の確保 ・更新期間が長くなる方策を考慮	全庁 ・更新事業への資源集中 ・コンパクトなまちづくりを推進し、投資効果の分散を防止	開発事業者 ・コンパクトなまちづくりの理念に基づく宅地開発等の実施

② 官民協働の中標準型地域コミュニティ体制の構築と安全・安心活動の推進	隣人を見守る地域活動体制の構築	○新たな地域コミュニケーション(町内会の進化) →NGO的、新公務的機能の町内会活動体制の構築	生活課・全町内会連合会事務局 ・町内会活動への支援体制を強化 ・活動への町民参画方策の検討	町内会との協力関係部局 ・対等な立場での一層の協働関係の構築	町内会 ・安全安心活動 ・子どもの見守り ・助け合い ・加入世帯からの協力・理解の取り組み推進 ・加入率の向上
		○町民全てが隣人を見守る人間関係(おせっかい関係)の構築 →高齢化対策施策等との連携	生活課 ・安心な生活環境づくりに向けた住民啓発(関係団体と協力) ・おせっかいサポート	全庁 ・統一した町のスローガンとして会議等で呼びかけ推進	関係団体 ・各活動の中で安全・安心な生活確保の目標設定 ・町民への呼びかけ
		○町内会が中心となった地区住民参加の防犯まちづくり	生活課 ・町内会を総括する	保健センター ・精神的ケア等必要時対応	町内会(実施主体) ・地域毎の防犯活動を実施 ・地域の子ども達や夜間の安全確保等の防犯活動
		○独居高齢者等の居住施設整備 →独居高齢者、独居障がい者向け管理人付き共同住宅の整備(孤独死対策)	建設課 ・安全面を考慮した施設提供	福祉課、介護保険課 ・公正かつ優先度を考慮した入居者選定	民間 ・管理人として入居 ・入居者と行政との連絡体制を蜜にする ・入居者を対象としたイベントの開催等 町内会等 ・地域ぐるみでの見守りを行う
		→独居高齢者等が入居する寮的なモデル施設の整備	福祉課 ・独居高齢者等が、食堂・風呂・談話室・娯楽室等を共用で使用する、賄い付き寮のモデル建設	介護保険課、福祉課？ ・独居生活をしている方で介護を必要としないが、一人では健康的に不安があるなどの方を入寮者とする施設整備	民間 ・運営については民間が行なう
	地域防災体制の構築	○「安全で安心なまちづくり推進条例」の制定	生活課 ・条例制定 ・警察、学校等と連携し、普及啓発	教育委員会 ・普及啓発	町内会 ・地域の取りまとめ ・関係機関(町、警察、学校等)と連携して防犯体制を整備
		○町内会単位の自主防災組織の設立 →災害に対する意識の向上	総務課(危機管理担当) ・防災情報の提供 ・組織構築の相談窓口	福祉課 ・災害時要援護者の把握と援護計画の策定 生活課 ・町民の防災意識啓発 消防 ・防災意識啓発支援	町内会、連合会 社会福祉協議会 企業～各種団体 ・防災意識向上 ・防災組織立ち上げ
		○町と町内会の連携を強化する防災体制づくり →定期的な机上訓練や全町的な防災訓練と連携体制構築	総務課	庁内全課	町内会
		○防災実働訓練(シナリオなし訓練)の実施 →問題点の洗い出しによる防災能力向上	総務課(危機管理担当) ・町内会防災訓練等と合わせ実施 災害対策本部 ・業務分担ごとに各部局が主体	各部局 ・災害対策本部の各分担業務 消防 ・訓練支援	町内会、自主防災組織 ・自主訓練活動 建設業協会(防災協定) ・災害時の出動手順等の定期訓練の実施

		○災害時の要援護者への支援体制づくり	福祉課 ・災害時に支援を必要としている高齢者等の台帳作成 ・台帳を町内会へ提供	総務課 ・防災計画等により高齢者、障がい者支援の位置づけを行う 保健センター ・災害弱者の把握 ・精神的ケア活動（保健所と連携）	町内会 ・提供名簿により安否確認を行う地域支援者を選定 ・町内会長に情報が集約される体制の構築 高齢者 ・日常から地域の一員として町内会活動や老人クラブ活動に積極的に参加
地域除雪体制の構築	○民間活力を活用した除雪体制の確立	管理課 ・一括した民間委託の検討 ・町内会との協力体制の検討		各施設の所管課 ・管理施設の除雪の町内会、ボランティア連携 ・福祉除雪の検討（高齢者、障害者）	町内会 ・除雪への積極的協力 除雪事業者 ・除雪組合等受託体制の確立
	○地域力を生かした福祉除雪体制づくり	福祉課 ・高齢者の把握 ・高齢者の住みやすいまちづくりのため、町内会に理解を求める ・補助支援の検討		福祉課、生活課 ・両課連携し、町内会等に理解を求める	町内会 ・町内会単位で地域力を生かし対応 ・町内会の存在の必要性の理解PR

3. 連携・創造の活力あるまちづくり(案)

		この10年で行いたいこと	取組主体の役割	連携主体の役割	民間の役割
り (1) 中標津の潜在的魅力を活かした活力づくり	空港を核としたまちづくりの推進	●空港を核としたまちづくり →“運ぶ(物資、生産物、人)”に着目した発想など	全庁 ・いろいろなことを空港と結びつけて発想し取り組む		
	広域観光圏を視野に入れた観光拠点整備	○情報発信センターの開設の検討(郷土館も統合) →観光圏の整備(広域観光)を視野に入れた取り組み	経済振興課 ・広域的な観光拠点として建設計画を策定 ・補助メニューの模索 ・観光旅客の来訪、滞在促進のためのワンストップ窓口の開設	教育委員会 ・郷土の歴史、文化資源の発信 建設課 ・建設事業の実施	観光協会 ・協会の独立を含めた体制整備の検討 ・中標津町の歴史の発掘
	地域資源を活かした魅力、価値の創出	○武佐岳スキー場開発 →町民の冬の遊び場、観光客の誘致	経済振興課		民間事業者 ・開発・設置後の経営委託
(2) 連携・ネットワーク構築による地域活力の再生	農商工観の異業種連携による地域産業の振興	○フットパスの充実 →歩いて楽しいまちづくりへつながる歩く文化の創出(歩く文化の創出)	経済振興課 ・活動団体の後方支援	農林課 ・農村景観の利活用	活動団体(体験観光連絡協議会、中標津に歩く道をつくる会) ・企業、地域住民の理解と協力を得る
		○地産地消の推進による地域食育と経済の活性化 →地元農畜産物、農業への理解、関心醸成と食育の推進 →学校給食における地産地消の推進	農林課 ・認知されていない作物のPR、地域ブランド化 ・現存地場産物の拡充、環境に適した新たな農作物の導入 ・需要に即した生産体制の拡充に対応できる施設、基盤整備の推進 ・一次産業の活力増進	経済振興課 ・地場産使用の商品開発・PR 給食センター ・地元食材を利用した「学校給食」の提供 ・施設、調理機器の整備 学校、家庭、生産者 ・児童生徒へ安全・安心な地元農畜産物の情報提供 保健センター ・中標津町の「食」に関する基本計画の策定 ・栄養知識、健康の視点を付加した乳製品、食育普及	商工会、飲食業連合会 ・地場産使用の商品開発・PR 生産者、飲食業、宿泊業等 ・地元食材を理解してもらうための積極的な中標津の食材利用、提供、PR
		→地元志向への変換	〇〇課 ・農産物・木製品・鉄工など地産商品の洗出し、地消の推進	〇〇課 ・安全、安心、フォローなど地元ならではの強みの検証	住民 ・地産地消への変換
		○地場産品等を使用した飲食サービスを提供する屋台村等の整備 →中心市街地の活性化	企画課、まちづくり担当 ・場所の選定、規模(出店数)など採算につながる骨格の作成 ・事業の全体像のイメージを立案	農林課、経済振興課等 ・予算(補助事業等の模案)検討 ・提供品目検討 ・PR活動	民間団体等(JA、商工会) ・連携して予算(補助事業等の模案)検討 ・提供品目検討 ・PR活動 民間事業者 ・質の高いサービス、商売のノウハウ提供
		○ご当地メニュー & 土産品等開発 →農商工連携による特産品の開発、販売促進	経済振興課 ・民間主導のメニュー開発への後方支援 ・地域特産品開発事業補助金の創設	農林課(地産地消推進協議会) ・開発気運を高める具体的な事業展開	観光協会・飲食業連合会・食堂組合 ・観光協会のリーダーシップによる連携した活動推進

産学官 連携に よる地 域再生	→中標津オリジナルの観光みやげの創出(マスコットキャラクターと関連グッズ制作)	経済振興課(観光振興係) ・観光協会へ発案し、マスコットキャラクターを創る		観光協会 ・キャラクター発案 ・観光客へのPR 事業者 ・キャラクターグッズ(ぬいぐるみ、キーホルダー等)制作、販売 町民 ・キャラクター案の応募
	○中小企業振興基本条例に基づく中小企業の振興 →町・企業・町民等の役割を明確化し中小企業を元気にする	経済振興課 ・中小企業振興の指針づくり	農林課 ・地場産品の利活用等、農業行政との連携推進	中小企業者 ・自主的な経営革新、経営基盤強化、経済的・社会環境の変化への適応
	○教育施設の整備・新設・誘致 →大学など	生涯学習課 ・地域の知的レベルを向上させる教育施設整備	〇〇課 ・農高の全寮化もしくは、通学アクセスの充実	民間 ・学生の下宿対応
	○連携大学との協働事業の開催 →大学講師による学習機会の充実	生涯学習課 ・企画・連携大学との連絡調整 ・連携大学の増大	〇〇課 ・参加者の増加対策	連携大学 ・体制確保 町民 ・学習機会への参加
	○学力向上、芸能文化及びスポーツ振興の普及 →小・中・高の教員、保護者を含めた連携による地域力向上	教育委員会等 ・現情調査、把握 ・対策案等の検討	全ての職員 ・事務分掌の枠を超え、共通認識のもとに活動	文化スポーツ振興財団等 ・窓口となり官・民の連携を取りつつ、振興方策を実行

4. 個性豊かで美しい風格のあるまちづくり (案)

		この10年で行いたいこと	取組主体の役割	連携主体の役割	民間の役割
Ⅰ 産業活動や歴史を重んじた風格ある景観づくり	地域の生業や暮らしの風景が美しい中標準らしい景観づくり	○畜舎から出る廃水処理槽の設置や畜舎周辺のアスファルト化等農場の環境整備	農林課 ・農協、集落との合意協議 ・中山間地域等直接支払交付金事業等の活用検討		農協 ・全体の整備計画の策定 ・集落の環境整備支援
		○空き地の緑化 →樹木植栽、花壇整備(特に中心市街地)	建設課 ・まちづくり 企画課 ・町民協働 経済振興課 ・まちなかの賑わい	各課 ・各課補助制度等の模索 ・各課による景観形成	町民 ・緑化意識の高揚 ・植樹、植花等緑化活動への協力 地主 ・緑化の理解・協力
		○市街地における花と緑の景観づくり →花の名所づくりによる地域の活性化	建設課 ・緑化重点区域の指定 ・公共・公益施設の緑化推進 ・民間と連携した花の名所づくり		町内会、商工会、企業等 ・地域主体による緑化の推進 〇〇 ・種、苗などの提供
		○商業施設、倉庫の空き家のコンバージョンの促進	建設課		
		○中央通りの改修に伴う沿道景観の形成(北海道管理路線)	建設水道部 ・北海道との協議・調整	経済振興課等 ・商工会等との調整	沿道商店街 ・沿道景観形成への積極的参加
		○酪農を市街地で簡単に体験できる環境整備 →一般町民が牛と触れ合う機会の創出(市街地に牛の面影創出)	農林課 ・町民と牛が触れ合える企画考案 ・乳しぼり等を体験出来る企画考案	経済振興課(観光振興係) ・観光客へ牛と触れ合える事をPR	農協 ・連携して農家への協力体制を依頼 (酪農後継者対策への繋がりがり) 農家 ・協力体制構築
		○酪農の放牧主体の育成への転換 →放牧風景の資源化	農林課 ・酪農の輸入飼料の高騰対策としての放牧主体への転換	経済振興課 ・道東の雄大な自然の放牧風景の再生 ・観光面での放牧風景の活用	酪農家 ・飼料飼育の経費削減 ・放牧の推進 ・乳牛の長期搾乳化
	地域の成り立ちや歴史を伝える環境と調和した景観づくり	○自然と調和する建築物及び工作物の推進(屋根・外壁・柵等) →特に景観重点区域内(開陽台周辺地区)	建設課 ・景観の保全、形成誘導	各施設の所管課 ・管理施設における景観への配慮	町民 ・景観に対する意識の高揚と景観への配慮
		○歴史的建造物の保存、管理、活用を図り、歴史を後世に伝える	教育委員会 ・歴史的建造物の調査 ・保存、管理、活用計画の策定		まちづくり団体、NPO団体 ・歴史的建造物の保存、管理運営、活用に参加
		○旧開陽温泉跡地周辺の景観整備 →町木シラカバ等、広葉樹種を用いた景観林育成	農林課 ・周辺地区の適正な保安林更新、生活環境保全林整備	経済振興課 ・隣接する観光地開陽台の整備 建設課 ・景観重点地区一帯の開発規制強化 管理課 ・旧開陽温泉跡地施設の処分	土地所有者 ・周辺地区、私有林整備や保安林化 砂利採取事業者 ・砂利採取跡地の適正な緑化計画 民間ボランティア等 ・ボランティアによる森林パトロール

構築と景観づくり運営 ②地域が一丸となって景観づくりに取り組む体制の	地域の自律的景観運営の促進運営	○景観に関する認識の共有に向けた情報の共有、意識醸成 →景観の戦略的活用に向けた地域の意識改革	建設課 ・フォーラム等の実施	全庁 ・行政全体で認識し、全部署でPR活動(景観はまちづくりの原点)	地域住民 ・地域の自立した景観づくりの取組み ・景観イメージによる地場産物への付加価値化
		○身近な環境をきれいに保つ小さな取り組みの推進 →ゴミのないきれいな市街地、ペットや野良犬・猫等の糞尿対策	生活課(環境衛生係) ・市街地ゴミ対策等の提案 ・ポイ捨て禁止条例制定等 ・町民や民間に対し、町をきれいにするための理解PR	保健センター ・ゴミ拾い、家の周りの環境整備について、体を動かすことに絡め、きれいなまちづくりについてPR	町民、民間団体等 ・ゴミ拾いボランティア ・ポイ捨てのマナー意識の醸成
	美しい景観づくりの実現を担保する法制度等の有効活用	○景観法に基づく景観行政団体への移行、景観計画策定 →コンパクトな市街地形成と中標津らしい景観保全を目指す将来を見据えた景観形成ビジョンの確立	景観専門部署(建設課) ・景観を専門とする部署の設置 ・景観形成のマスタープランの策定 ・北海道との協議 ・景観に関する広報活動(行政内部～民間向け) ・地域リーダー等人材育成	全庁 ・景観に関するプロジェクトチームの設立 農林課 ・農村部の景観のあり方検討と景観形成 経済振興課 ・市街地景観等のあり方検討と景観形成(観光ガイド、町並み景観整備・維持・管理～賑わい演出)	町内外からの有志、NPO法人 ・プロジェクトチームへの参加 住民 ・地域に関心、愛着を持つ ・自主活動による景観まちづくり

5. 自律と共生のコンパクトなまちづくり（案）

		この10年で行いたいこと	取組主体の役割	連携主体の役割	民間の役割
① 周辺の環境に配慮する共生のまちづくり	森や川、植生などの“自然共生”のまちづくり	●河 畔 林 の 造 成 整 備	農林課 ・関係団体との協議による 植栽場所、植樹方法等の 検討 ・民間による河畔林整備の 支援	(関係団体) 根室森づくりセンター、 根室農業改良普及セン ター、森林組合、農協	河川に隣接する土地所有者 ・河畔林整備への協力
		○タワラマップ川の河川環境整備	建設課 ・親水環境整備の実施	管理課 ・維持管理	地域住民等 ・維持管理及び利活用 ・地域の自律的まちづくり
		○水洗化率の向上による公共水域の水質保全	上下水道課 ・管路整備済み区域の水 洗化の普及啓発 ・下水処理場、管路施設の 計画的維持補修、耐震化 (長寿命化計画策定による)	生活課 ・未水洗化家庭への水洗 化 普 及 啓 発	事業者 ・未水洗化家庭への水洗 化 工 事 の 営 業
		○計画的な植栽による自然環境～景観の整備・保全 →特にミルクロード沿い	農林課 ・適切な除間伐等の実施 ・計画的な森林整備	建設課 ・環境～景観に配慮した施 設整備の促進 経済振興課 ・観光客を巻き込んだ植栽 体験の実施、PR	町民 ・緑化意識の高揚 ・環境～景観に配慮した植 栽の実施 ・植林募金、基金 土地所有者 ・理解・協力
	循環型社会に向けた“環境共生”のまちづくり	○地球温暖化の環境問題への取り組み →中標津になじむ取り組みテーマの設定	生活課 ・個人・地域として取り組む テーマの設定(環境基本 計画の制定)と計画の推進	全庁 ・テーマを共有し、組織全 体で環境対策に対応	町民 ・環境基本計画(環境対策 の意義)の理解 ・個々の立場での環境対 策の推進
		→ソーラーエネルギー等新エネルギー利用の住宅普及促進	建設課 ・新エネルギーを利用した 建築物への補助制度の推 進	税務課 ・太陽光発電などエコ住宅 への固定資産税減免措置 等	民間事業者 ・エコ対策のモデル住宅 PR
	農都共生の中標津らしい環境の魅力を活かした定住促進	○農村と市街や他市町との交流の場整備 →道の駅の整備	経済振興課、農林課 ・施設の機能、立地、運 営、維持管理計画	建設課、管理課 ・施設の整備 ・施設メンテナンス	商業者、農業者等 ・町の特産物及び産直の 農産物のPRや販売 ・飲食などのサービスの提 供
		○都市間交流事業、移住促進事業(お試し暮らし)の充実 →移住、長期滞在希望者へのサポート体制の充実(相談・情報提供・運営管理体制)	経済振興課 ・将来的な移住、長期滞在 などの交流人口増につな げ、新たな移住ビジネスの 創出と地域活性化を図る	農林課 ・農業振興としての連携	〇〇 ・移住相談 ・情報提供・発信 ・滞在施設提供 ・体験メニュー紹介、発掘
		○農業の担い手確保 →高齢就農者の後継対策、離農跡地への法人参入	農林課 ・農業の後継者対策で跡 取りのいない場合の法人 経営化、離農跡地への法 人参画推進	農業委員会 ・農業用地の確保(雑種地 化をさせない)	離農者 ・法人への出資 就農希望法人 ・法人の新規就農

② 持続的な発展に向けて自律するコンパクトなまちづくり	豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制	○都市基盤整備区域外については施設等の整備は行わない	建設課 ・土地所有者、開発行為者への十分な説明 ・町民へのコンパクトシティの周知徹底	上下水道課 ・土地所有者、開発行為者への十分な説明 全庁 ・中心市街地の土地、施設の利活用模索	開発事業者 ・下水道整備済み地区での事業の展開
		○土地利用コントロールによる市街地拡大の抑制	建設課 ・土地利用方針を広く住民、事業者、地権者に周知 ・各種法令の有効活用による土地利用コントロール	全庁 ・開発指導要綱等土地利用方針を行政内部で共有 農林課(行政内部連携) ・農地転用や森林伐採など新たな土地利用の総合的な土地利用の適正化	事業者、地権者 ・コンパクトシティの意識を官民で共有しながら取り組む ・行政が担う管理コストついでにの認識を持つ 住民 ・住民による地域のルールづくり
	歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり	○中心市街地への住機能の集積	建設課 ・道営空宅、公営住宅の整備誘導 ・まちなかへの民間賃貸住宅の建設誘導		事業者 ・民間賃貸住宅のまちなかへの整備
		→店舗併用型のまちなか居住共同住宅の整備	建設課 ・中心市街地への併用住宅(1階:店舗、2階~:住宅)整備 ・公営住宅での建設可能性検討 ・徒歩で安全安心に生活できる空間形成の推進	経済振興課 ・中心市街地の商店主等への店舗併用型共同住宅の整備の投資依頼 ・融資等の整備等の支援 福祉課 ・同施設の入居可能者等の把握等	店舗経営者 ・自店を含んだ街なか住宅の整備(町中人口増による自店等の購買増、家賃収入) ・高齢者(独居入居者等)との交流、声かけ等
		○中心市街地で歩いて利用のできる役場機能の整備	〇〇課 ・役場機能のまちなか支所の開設		
		○車移動から脱却した自転車移動、徒歩移動で生活できるのまちなか環境の形成	建設課 ・歩きやすい道の整備等、高齢者等が徒歩で安心して出歩ける環境整備	福祉課 ・高齢者のまちなか(歩ける範囲で生活ができるまちなか)居住の推進 上下水道課 ・コンパクトな街づくり理念に基づく上下水道整備	民間事業者 ・町の中心部で買い物、通院など居住するのに不便を感じない施設整備 ・まちなかの空き地活用
	持続可能な官民協働によるまちづくりの推進	○まちづくり町民会議等の継続した計画実施を評価する委員会	企画課 ・意見徴収~計画実施に反映 ・条例等の整備 ・活動予算の確保	各種長期計画を実施している課	町民 ・民間公募委員として参加
		○官民協働による都市マスの推進	建設課 ・庁内推進会議の運営進行管理による都市マス施策の推進 ・より実効性のある地域活動に対する支援の仕組みの検討	全庁 ・各部署において、業務と都市マスとの関係性を十分に認識し、都市マス実現に向けた具体的事業を実施	町内会を中心としたまちづくり協議会、NPO、ボランティア組織等 ・自分たちの身近なテーマとして自ら担う意識を持って計画の立案、実現

第7回都市計画マスタープラン庁内推進会議 ワークショップ結果

- 日 時：平成 22 年 2 月 10 日（水）13:00～15:00（ワークショップ：13:20～14:55）
- 場 所：中標津町役場 301 会議室
- 参加者：委員 11 名、事務局 6 名、コンサルタント 3 名
- 内 容：前回庁内推進会議で議論しきれなかった部分として、この 10 年で何を行うかの「コト（施策）」を実行していくためにネックとなっている課題（共通の課題）の確認と、その課題を解決していくための方策（庁内、町民との連携体制でしっかりと取り組んでいくことの出来る“必要な仕組みや手立て”）についてワークショップ形式で議論した。
ワークショップは、出席人数の関係から「A グループ」「B グループ」の 2 班編制で実施。

第7回庁内推進会議 次第

- 1 開会
- 2 議事
 - （1）これまでの取組の報告
 - ・第6回庁内推進会議の開催（10/01/27）
 - （2）全体都市づくり構想
 - ・中期構想の実現に向けての検討（ワークショップ）

議題：中期構想の実現に向けての検討

□施策の推進上の課題とそれを解決していくための方策

- ① 財源不足への対応
- ② 住民参加のシステムのあり方
- ③ 情報の共有・発信・伝達のあり方
- ④ 当初の決め事が継承されるあり方
- ⑤ 行政の横断的連携体制のあり方

3 閉会

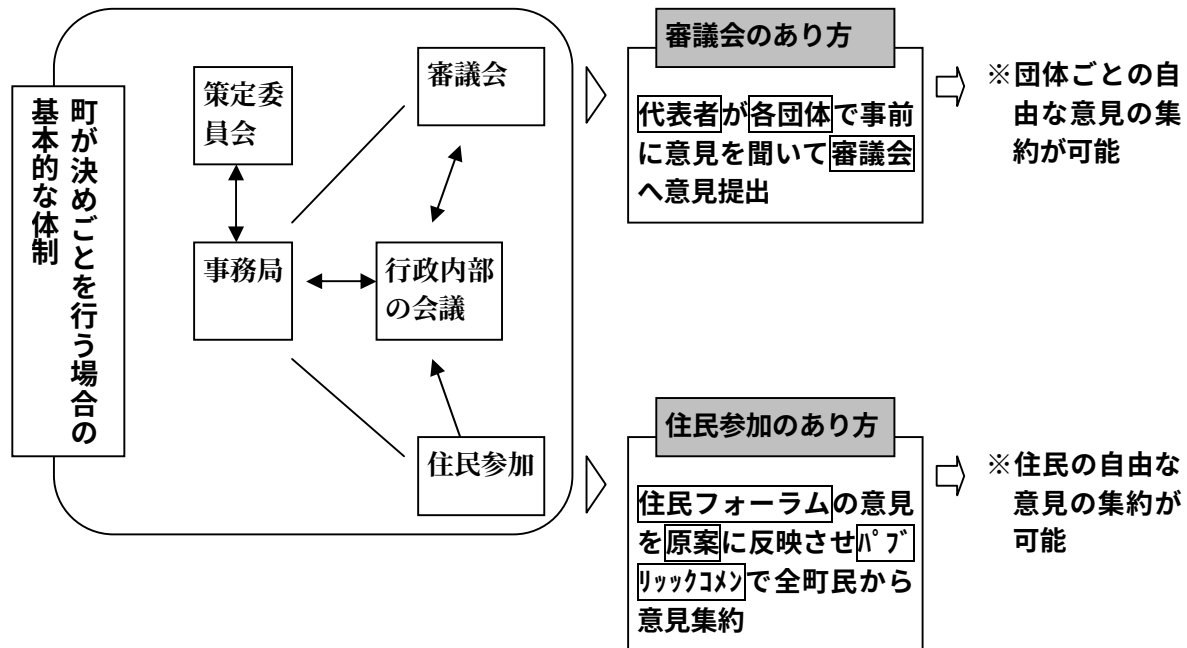
総務課：宮川課長／福祉課：矢島課長／農林課：矢本課長／生活課環境衛生係：菅原係長／経済振興課商工労働係：佐々木係長／生涯学習課社会教育係：南係長／建設課：紺野主幹／建設課街づくり推進係：望月係長

Aグループでは、①～⑤の共通課題ごとに解決していくための方策の検討を行った。

①財源不足への対応

※様々な考えがあり、時間が必要なため今回の議論は見送り

②住民参加のシステムのあり方



今後

・審議会、パブコメなどの参加手法の検討

・「住民自治基本条例」で制度的に住民参加、各団体の参加を保障

課題

・本来の住民参加型が
あってないような状態

・参加する人が重複する
ことが多い

参加の対象

・主要団体の参加は
必要

・一般公募からの参
加

住民が参加する条件

・情報の共有がなけれ
ば参加はない

・実現の可能性があれ
ば参加

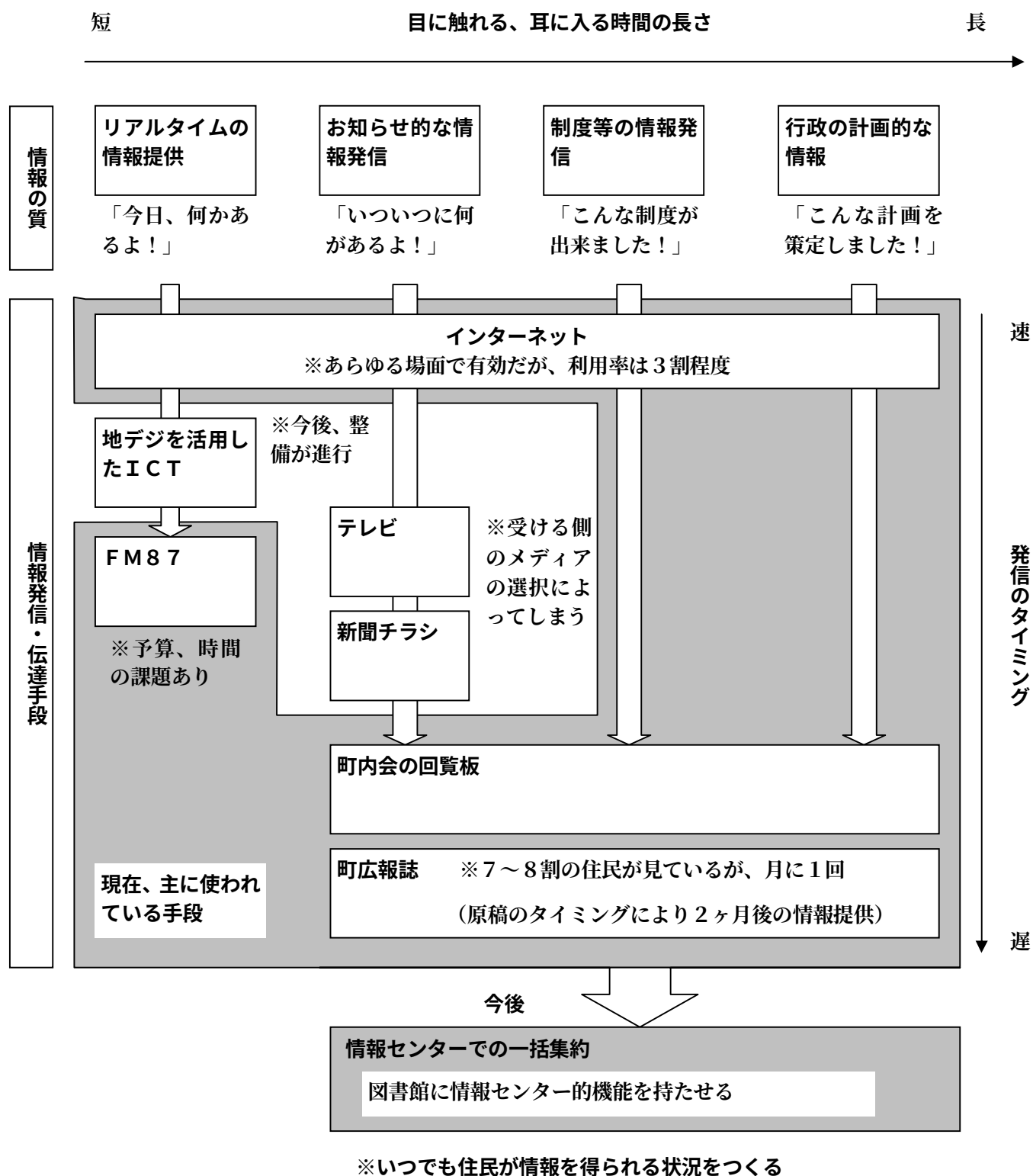
参加のタイミング、機会の提供

・企画での参加

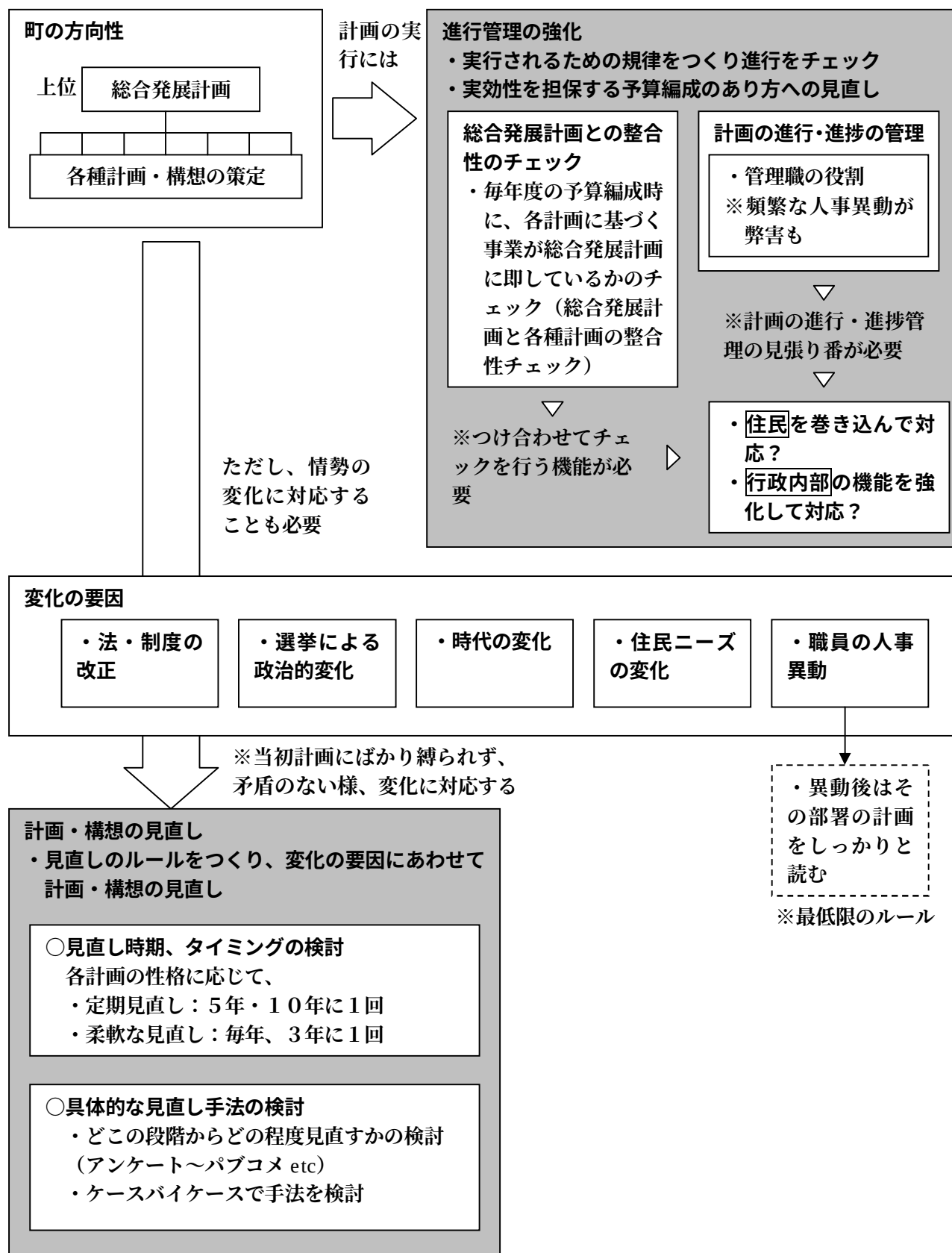
・住民がコメントを出
せる状態とする

・フォーラム・研究会の
開催等

③情報の共有・発信・伝達のあり方



④当初の決めごとが継承されるあり方



⑤行政の横断的連携体制のあり方

※今回の議論は見送り

管理課：須田課長／総務課防災係：加藤係長／農林課農務係：奥山係長／上下水道課：坂下課長／
企画課企画調整係：赤塚係長／建設課事業推進課係：山崎係長／建設課街づくり推進係：中川主任

Bグループでは、グループメンバーが所管する施策項目ごとに、各共通課題の解決のあり方を検討する形で議論を行った。

(安全・安心) ■地域防災体制の構築に向けて

	①財源不足への対応	②住民参加システムのあり方	③情報の共有・発信・伝達のあり方	④当初の決めごとが継承されるあり方	⑤行政の横断的連携体制のあり方
○町内会単位の自主防災組織の設立	・費用よりも意識付けが問題	・自主防災に対する町内会等の意識の問題が大きい ・町内会活動が活発だといろいろなものにつながる	・情報の伝達の必要性を理解してもらうことが必要 ・要援護者、高齢者、独居老人の把握が必要（個人情報問題もあり）		
	▽ ・町内会未加入者をどうするかを考えていく	▽ ・消防職員や役場職員が町内会役員になっている場合があり、職員がきっかりとなり働きかける。 ・テントなどの防災備品をお祭りで使うことで訓練になる	▽ ・情報伝達・共有の意識づけ ・町内会で要援護者等のお宅へ顔をだし、まずは顔なじみになる ・行政～町内会で、情報のやりとりを行う	▽ ・一度決めたことを継続していく	▽ ・各課も含めた町内会の自主防災に掛かる取り組み状況の実態調査が必要

(安全・安心) ■地域除雪体制の構築に向けて

	①財源不足への対応	②住民参加システムのあり方	③情報の共有・発信・伝達のあり方	④当初の決めごとが継承されるあり方	⑤行政の横断的連携体制のあり方
○民間活力を利用した除雪体制 ○地域力を活かした福祉除雪体制	・除雪費の削減に向けた工夫の検討が必要 ・民間委託するにしても、除雪は専門技術が必要で担い手が不足している ・除雪業者の収入補償も検討しなければならない	・町内会に委託している他町村の事例もある。（町内会単位で行う方がきれいになるか？） ・独居老人宅の除雪の対応などボランティアで行うなどの自治意識が必要			
	▽ ・除雪技術を持った担い手を育成していく ・除雪出動の積雪量基準の引き上げ、出動時間を遅らせるなどのローカルルールをつくる	▽ ・町内会への委託を検討する ・住民が自ら担う意識づくりに向け、自治意識付けをする場を設ける	▽	▽	▽

(連携・創造) ■農商工観の異業種連携による地域産業の振興

	①財源不足への対応	②住民参加システムのあり方	③情報の共有・発信・伝達のあり方	④当初の決めごとが継承されるあり方	⑤行政の横断的連携体制のあり方
○地産地消の推進	・PR費用がある程度必要	・地産の意識はあっても地消の意識がない ・何故地消が必要なのかの意識づけが肝心	・中標津で何が獲れているのか知らない ・中標津のものであることが伝わっていない。	・地消のPRが一過性のものになりがちとなっている	
		・地消の意識づけを行う	・何が獲れているかを学校給食を利用してPRする ・各店が中標津のものを使っていることをPRする(メニューへの記載等)	・継続した地消のPRを行える体制づくりを行う ・新メニューをつくる	・給食センター、農林課等との連携により地場食材を教育現場で周知する

(自律・共生) ■豊かな自然や農地の保全と市街地の無秩序な拡大抑制

	①財源不足への対応	②住民参加システムのあり方	③情報の共有・発信・伝達のあり方	④当初の決めごとが継承されるあり方	⑤行政の横断的連携体制のあり方
○都市基盤整備区域外への施設整備の防止	・コンパクトシティの理念に基づいた基盤整備により行政コストの削減が必要		・測量事業者はコンパクトシティの考えを理解しているが、住民は理解していない		
	・都市基盤整備区域外(バイパス以南等)は下水道等の基盤整備は行わない ・区域外は各自で合併浄化槽等を整備してもらうことを徹底周知		・コンパクトシティを目指している当初の決まり事(区域外の整備は自分で行うことについて)を繰り返し住民に周知する		

(自律・共生) ■持続可能な官民協働によるまちづくりの推進

	①財源不足への対応	②住民参加システムのあり方	③情報の共有・発信・伝達のあり方	④当初の決めごとが継承されるあり方	⑤行政の横断的連携体制のあり方
○まちづくり町民会議等の継続した計画実施評価	・特に掛からない	・計画をつくって終わりとし、進捗管理までできる体制が必要 ・計画の次期見直し等で、メンバーがその都度リセットされることの繰り返しでは行けない			
		・メンバーを少しずつ入れ替えしながらも、町民を交えて継続した議論を行える体制を整える			